

# 大崎地方合併協議会

## 第3回農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会

日時：平成15年10月9日（木）  
午前9時30分～  
場所：田尻町  
スキップセンター「研修室」

### 次 第

- 1．開 会
- 2．開会あいさつ
- 3．協議事項
  - （1）新市農業委員会の組織等について
  - （2）合併特例法の適用について
  - （3）次回会議の開催について
- 4．その他
- 5．閉会あいさつ
- 6．閉 会

## 協議事項（１）

### 新市農業委員会の組織等について

#### 検討資料 1

#### 農業委員会ごとの定数の決定方法（案）

##### 案 1 農業委員会ごとの定数を農地面積に比例して定める方法

区割りした農業委員会のうち、農地面積が最大の農業委員会を法定の上限定数とする。

の農業委員会の農業委員 1人当りの農地面積を算出する。

その面積で他の農業委員会の農地面積を除いた数とその農業委員会の定数とする。

例 A農業委員会（農地面積9,000 ha,農家戸数5,000戸）	法定定数	10人～30人
B農業委員会（農地面積5,000 ha,農家戸数3,000戸）	法定定数	10人～30人
C農業委員会（農地面積4,000 ha,農家戸数2,000戸）	法定定数	10人～30人

農地面積が最大のA農業委員会の定数を30人と定める。

A農業委員会の農地面積9,000 ha/ 30人 = 300

B農業委員会の農地面積5,000 ha/ 300 = 17 (B農業委員会の定数)

C農業委員会の農地面積4,000 ha/ 300 = 13 (C農業委員会の定数)

##### 案 2 農業委員会の最低定数が10人であることから、各委員会に10人を割り振り、その残りを農地面積に比例して定める方法

区割りした農業委員会のうち、農地面積が最大の農業委員会を法定の上限定数とする。

の農業委員会の定数から10人を控除した数で、の農業委員会の農地面積を割る。

の答で他の農業委員会の農地面積を除いた数に10人を加えた数とその農業委員会の定数とする。

例 A農業委員会（農地面積9,000 ha,農家戸数5,000戸）	法定定数	10人～30人
B農業委員会（農地面積5,000 ha,農家戸数3,000戸）	法定定数	10人～30人
C農業委員会（農地面積4,000 ha,農家戸数2,000戸）	法定定数	10人～30人

農地面積が最大のA農業委員会の定数を30人と定める。

A農業委員会の農地面積9,000 ha/ (30 - 10) = 450

B農業委員会の農地面積5,000 ha/ 450 + 10 = 21 (B農業委員会の定数)

C農業委員会の農地面積4,000 ha/ 450 + 10 = 19 (C農業委員会の定数)

案3 各委員会に構成旧市町数×3人を割り振り,その残りを農地面積に比例して定める方法

区割りした農業委員会のうち,農地面積が最大の農業委員会を法定の上限定数とする。

の農業委員会の定数から旧市町数×3人を控除した数で, の農業委員会の農地面積を割る。

の答で他の農業委員会の農地面積を除した数に旧市町数×3人を加え,その農業委員会の定数とする。

- 例 A農業委員会 (農地面積9,000 ha,農家戸数5,000戸,構成旧市町数2)  
B農業委員会 (農地面積5,000 ha,農家戸数3,000戸,構成旧市町数3)  
C農業委員会 (農地面積4,000 ha,農家戸数2,000戸,構成旧市町数2)  
A・B・C農業委員会とも法定定数は,10人~30人

農地面積が最大のA農業委員会の定数を30人と定める。

A農業委員会の農地面積9,000 ha/ [30 - 6(旧市町数2×3人)]=375

B農業委員会の農地面積5,000 ha/ 375 + 9(旧市町数3×3人) 22 (B農業委員会の定数)

C農業委員会の農地面積4,000 ha/ 375 + 6(旧市町数2×3人) 17 (C農業委員会の定数)

検討資料 2

各市町基礎数値

区 分	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	計
区域面積 (ha)	13,414	3,010	4,463	5,405	14,070	32,610	6,558	79,530
農地面積 (ha)	6,156	1,071	1,418	1,772	2,541	1,054	3,263	17,275
農家個数 (戸)	3,758	586	732	1,052	1,406	672	1,655	9,861
選挙人名簿登録者(人)	8,553	1,582	1,797	3,352	3,267	2,285	6,373	27,209
選挙委員定数(人)	23	12	12	16	12	10	16	101
選任委員数(人)	5	3	4	4	5	3	4	28

農業委員会ごとの(案)による定数

1 A[古川市・田尻町・岩出山町・鳴子町], B[松山町・三本木町・鹿島台町]の2つとした場合

	農地面積	農家戸数	法定定数	案1による定数	案2による定数	案3による定数
A	13,014ha	7,491戸	10~40人	40人	40人	40人
B	4,261ha	2,370戸	10~30人	13人	20人	18人

<参考> 上記の定数を選挙人名簿で配分した人数(市町の区域を選挙区とした場合の選挙区ごとの定数)

	古川市	田尻町	岩出山町	鳴子町	計	松山町	三本木町	鹿島台町	計
法定上限の場合	17	12	6	5	40	7	8	15	30
案1による場合	17	12	6	5	40	3	3	7	13
案2による場合	17	12	6	5	40	5	5	10	20
案3による場合	17	12	6	5	40	4	5	9	18

2 A[古川市・田尻町・松山町・三本木町・鹿島台町], B[岩出山町・鳴子町]の2つとした場合

	農地面積	農家戸数	法定定数	案1による定数	案2による定数	案3による定数
A	13,680ha	7,783戸	10~40人	40人	40人	40人
B	3,595ha	2,078戸	10~30人	11人	18人	13人

<参考> 上記の定数を選挙人名簿で配分した人数(市町の区域を選挙区とした場合の選挙区ごとの定数)

	古川市	田尻町	松山町	三本木町	鹿島台町	計	岩出山町	鳴子町	計
法定上限の場合	16	12	3	3	6	40	18	12	30
案1による場合	16	12	3	3	6	40	6	5	11
案2による場合	16	12	3	3	6	40	11	7	18
案3による場合	16	12	3	3	6	40	8	5	13

3 A[古川市・岩出山町・鳴子町], B[田尻町・松山町・三本木町・鹿島台町]の2つとした場合

	農地面積	農家戸数	法定定数	案1による定数	案2による定数	案3による定数
A	9,751ha	5,836戸	10~30人	30人	30人	30人
B	7,524ha	4,025戸	10~30人	23人	25人	28人

<参考> 上記の定数を選挙人名簿で配分した人数(市町の区域を選挙区とした場合の選挙区ごとの定数)

	古川市	岩出山町	鳴子町	計	田尻町	松山町	三本木町	鹿島台町	計
法定上限の場合	18	7	5	30	14	4	4	8	30
案1による場合	18	7	5	30	11	3	3	6	23
案2による場合	18	7	5	30	12	3	4	6	25
案3による場合	18	7	5	30	14	3	4	7	28

4 A [古川市・田尻町] , B 松山町・三本木町・鹿島台町] , C 岩出山町・鳴子町] の3つとした場合

	農地面積	農家戸数	法定定数	案 1による定数	案 2による定数	案 3による定数
A	9,419ha	5,413戸	10~30人	30人	30人	30人
B	4,261ha	2,370戸	10~30人	14人	19人	20人
C	3,595ha	2,078戸	10~30人	11人	18人	15人

<参考> 上記の定数を選挙人名簿で配分した人数(市町の区域を選挙区とした場合の選挙区ごとの定数)

	古川市	田尻町	計	松山町	三本木町	鹿島台町	計	岩出山町	鳴子町	計
法定上限の場合	17	13	30	7	8	15	30	18	12	30
案 1による場合	17	13	30	3	4	7	14	6	5	11
案 2による場合	17	13	30	5	5	9	19	11	7	18
案 3による場合	17	13	30	5	5	10	20	9	6	15

5 A [古川市] , B 田尻町・松山町・三本木町・鹿島台町] , C 岩出山町・鳴子町] の3つとした場合

	農地面積	農家戸数	法定定数	案 1による定数	案 2による定数	案 3による定数
A	6,156ha	3,758戸	10~30人	25人	26人	18人
B	7,524ha	4,025戸	10~30人	30人	30人	30人
C	3,595ha	2,078戸	10~30人	14人	20人	15人

<参考> 上記の定数を選挙人名簿で配分した人数(市町の区域を選挙区とした場合の選挙区ごとの定数)

	古川市	計	田尻町	松山町	三本木町	鹿島台町	計	岩出山町	鳴子町	計
法定上限の場合	30	30	14	4	4	8	30	18	12	30
案 1による場合	25	25	14	4	4	8	30	8	6	14
案 2による場合	26	26	14	4	4	8	30	12	8	20
案 3による場合	18	18	14	4	4	8	30	9	6	15

6 A [古川市・三本木町] , B 田尻町・松山町・鹿島台町] , C 岩出山町・鳴子町] の3つとした場合

	農地面積	農家戸数	法定定数	案 1による定数	案 2による定数	案 3による定数
A	7,574ha	4,490戸	10~30人	30人	30人	30人
B	6,106ha	3,293戸	10~30人	24人	26人	28人
C	3,595ha	2,078戸	10~30人	14人	19人	17人

<参考> 上記の定数を選挙人名簿で配分した人数(市町の区域を選挙区とした場合の選挙区ごとの定数)

	古川市	三本木町	計	田尻町	松山町	鹿島台町	計	岩出山町	鳴子町	計
法定上限の場合	25	5	30	17	4	9	30	18	12	30
案 1による場合	25	5	30	14	3	7	24	8	6	14
案 2による場合	25	5	30	15	3	8	26	11	8	19
案 3による場合	25	5	30	16	4	8	28	10	7	17

\* <参考> の表については、それぞれの定数を現在の選挙人名簿登録者数により、単純に按分したものであり、あくまでも目安であって、必ずしも合併後各市町の農業委員数がこの数になるものではない。

## 協議事項（２）

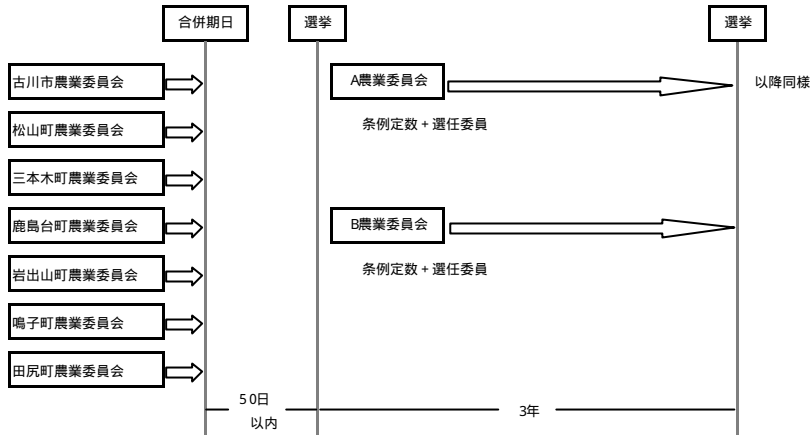
### 合併特例法の適用について

合併後の農業委員会については、将来的には一本化を目指すものの、当分の間は２～３の農業委員会を設置するというところで、概ね意見が一致しているところですが、２～３の農業委員会とした場合、合併時の特例の適用については、次の３つの選択肢があります。

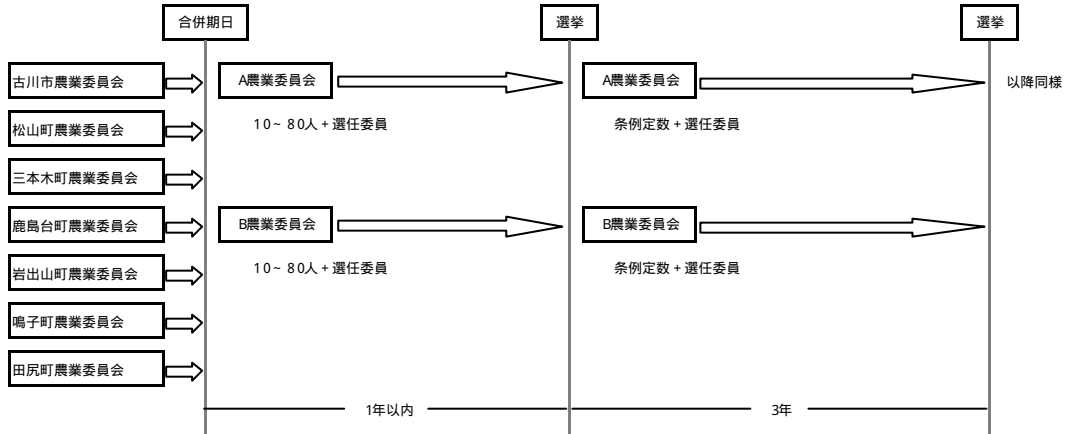
		選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
選択肢		在任特例を適用しない。	在任特例を適用する。	農委法第 3 4 条を適用する。
内容		合併時に選挙を行い、条例定数による 2～3 の農業委員会を設置する。	合併後一定期間、特例定数による 2～3 の農業委員会を置き、その後選挙を行い条例定数とする。	合併後任期満了日まで合併前の農業委員会を存続し、その後選挙を行い条例定数による 2～3 の農業委員会とする。
身 分	選挙委員	合併時に全員失職する。	特例定数を定め、引き続き委員とする。	任期満了日まで引き続き委員とする。
	選任委員	全員失職し、新市において新たに選任する。	全員失職し、新市において新たに選任する。	任期満了日まで引き続き委員とする。
選挙		新市施行後 5 0 日以内に設置選挙を行う。	なし	なし
選挙委員定数		区域ごとに条例で定める数	区域ごとに 1 0 ～ 8 0 人で定める。	従来のまま
任期		3 年	1 年以内	従来のまま
検討事項		なし	区域ごとに定数を何人とするか。 任期为 1 年以内でいつまでとするか。	任期満了日が異なる委員会の取扱い。
問題点		選挙により委員が選出され、執行体制が整うまでの間、事務が滞る恐れがある。	多数の委員が、任期を超えて在任する場合、住民の理解が得られない恐れがある。	7 つの委員会となり、委員会ごとの意見に相違点が出る恐れがある。

選択肢別フロー図

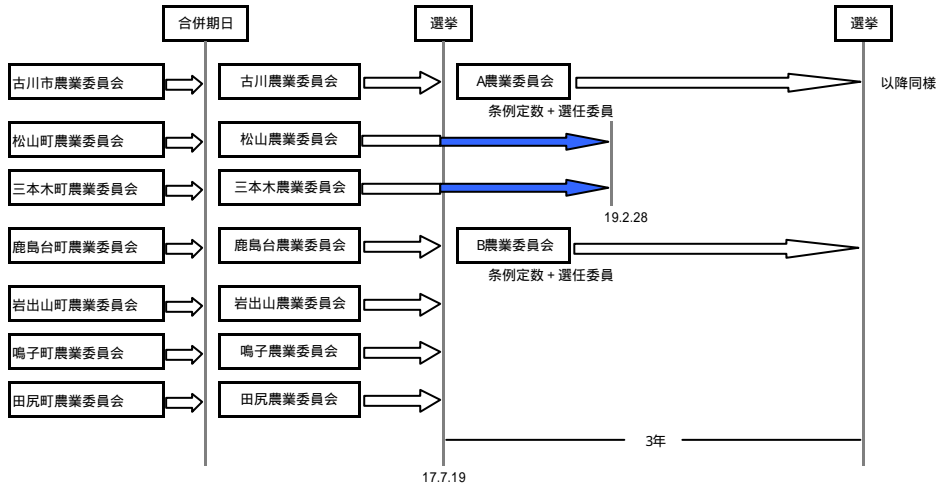
選択肢 1 (本則選挙)



選択肢 2 (任任特例)



選択肢 3 (農委法特例)



\* 合併後の農業委員会数を2つと仮定して資料を作成している。  
 \* 選択肢3については、1市4町の農業委員が任期満了となる平成17年7月19日に新たな農業委員会を設置するものとしている。

## 協議事項（３）

### 次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

#### 記

#### 1 開催日時

平成15年11月20日（木）  
午前9時30分から

#### 2 場所

宮城県古川合同庁舎 1階 大会議室